

## 「鳥取県いじめ問題検証委員会」公募委員募集要項

### 1 趣旨

幅広く県民からの意見を「鳥取県いじめ問題検証委員会」（以下「委員会」という。）に反映させるため、委員を1名公募する。

### 2 委員会の概要

#### （1）委員会の事務

①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故の原因に係る検証等に関すること。

②検証結果に基づき学校現場及び学校設置主体に改善意見を述べること。

#### （2）開催回数 2か月に1回程度

#### （3）委員構成 委員5名以内（公募委員を含む）

#### （4）その他

- ・報酬（日額10,600円）と委員会出席のための旅費を支給。
- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 3 募集内容

#### （1）募集人数 1名

#### （2）任期 委嘱の日（令和7年10月下旬予定）から委員会の解散まで

#### （3）応募資格 次のすべての要件に該当する方

ア 県内在住の18歳以上の方。

イ 2か月に1回程度、主に県庁（鳥取市東町）で平日に開催する委員会に出席できる方。

ウ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方。

エ 児童・生徒又はこれらの保護者の意向を尊重しながら、事務の遂行について中立・公正な判断をすることができる方。

オ 教育、法律等に見識を有する方。

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方。

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方。

#### （4）応募方法

以下のア（申込書）、イ（作文）を持参、郵送又は電子メールにより提出。

ア 「鳥取県いじめ問題検証委員会公募委員応募申込書」

イ 応募に至った自身の考えや思いなどを800文字程度にまとめた作文

#### （5）応募期限 令和7年10月27日（月）（当日消印有効）

### 4 選考方法及び結果通知

申込書、作文及び次のとおり行う面接による審査により決定し、選考結果は速やかに通知する。

なお、面接日時は後日、応募者に連絡することとする。

#### （1）日時 10月中旬～下旬（予定）

#### （2）場所 県庁会議室（鳥取市東町）

#### （3）内容 個別面接により、委員会参加への思いや意欲等の確認を行う。（1人30分程度を予定）

### 5 応募・問合せ先

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7583

ファクシミリ：０８５７－２６－８１３８

電子メール：jinken@pref.tottori.lg.jp